

高橋ふとん十川西町店 (No.1316)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月20日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和6年8月2日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高橋ふとん十川西町店
高松市十川西町西下370番1 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・オープン時だけでなく、売出しやイベント等で混雑する時はガードマンをつけて交通渋滞緩和に努めてください。
 - ・小学生の登下校時の車の出入りは特に注意喚起をお願いします。
 - ・開店後、問題が発生した場合には責任をもって対応をお願いします。(理由)
 - ・交通量の多い幹線道路沿いのため、売出しやイベント時には車の出入りが増加すると予想されるため。
 - ・十河小学校が近く、通学路として店前を通る学童も多いため。
 - ・事故等が起きた場合には、誠実な対応をしてほしいため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和6年12月20日から令和7年1月20日まで